

いじめ問題の根絶に向けた東久留米市立学校及び東久留米市教育委員会の取組

いじめは、いじめを受けた子供の人権を著しく侵害し、その尊厳を損なう重大な問題です。また、いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、学校と教育委員会が一丸となって解決に取り組むことが求められます。

視点

- 「いじめ」該当性への理解やいじめ重大事態に関すること
- 傷ついた子どもやその保護者の思いを学校が適切に汲み取ること
- 各々のいじめ事案が不登校重大事態に該当する可能性があること

東久留米市の取組

I 教職員の人権感覚を高めるための取組

- ① 教育活動の一斉点検の実施【学校】
- ② 人権行動指針の確認【学校】
- ③ 職層や分掌に応じた事例検討の実施【学校】

II いじめの問題への対応を充実させるための取組

- ① 人権教育取組事例集の作成【学校及び教育委員会】
- ② (いじめ) 指導管理一覧及び(不登校) 個別支援シート作成の徹底【学校】

III 相談体制の工夫

- ① 全員面談の工夫【学校】
- ② 相談窓口の周知と相談ボックスの設置【学校】
- ③ 組織的な情報共有及び協議【学校】

いじめ防止において必ず取り組む18の項目

いじめ総合対策【第3次】
(令和7年6月東京都教育委員会)

学校と教育委員会の連携

IV 報告様式等のチェック体制の強化

- ① 教育センター等との連携【教育委員会】

- ② 指導主事等による伴走支援【教育委員会】